

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（生活衛生課）

### 一 趣旨

犬又は猫の引取りにかかる所要経費が現行の手数料の額を上回ったことから、所要の額に引き上げるために手数料の額を改定する。

### 二 内容

犬又は猫の引取り手数料の改定

現行	二千円
改訂後	四千円

### 三 施行期日

平成二十八年四月一日